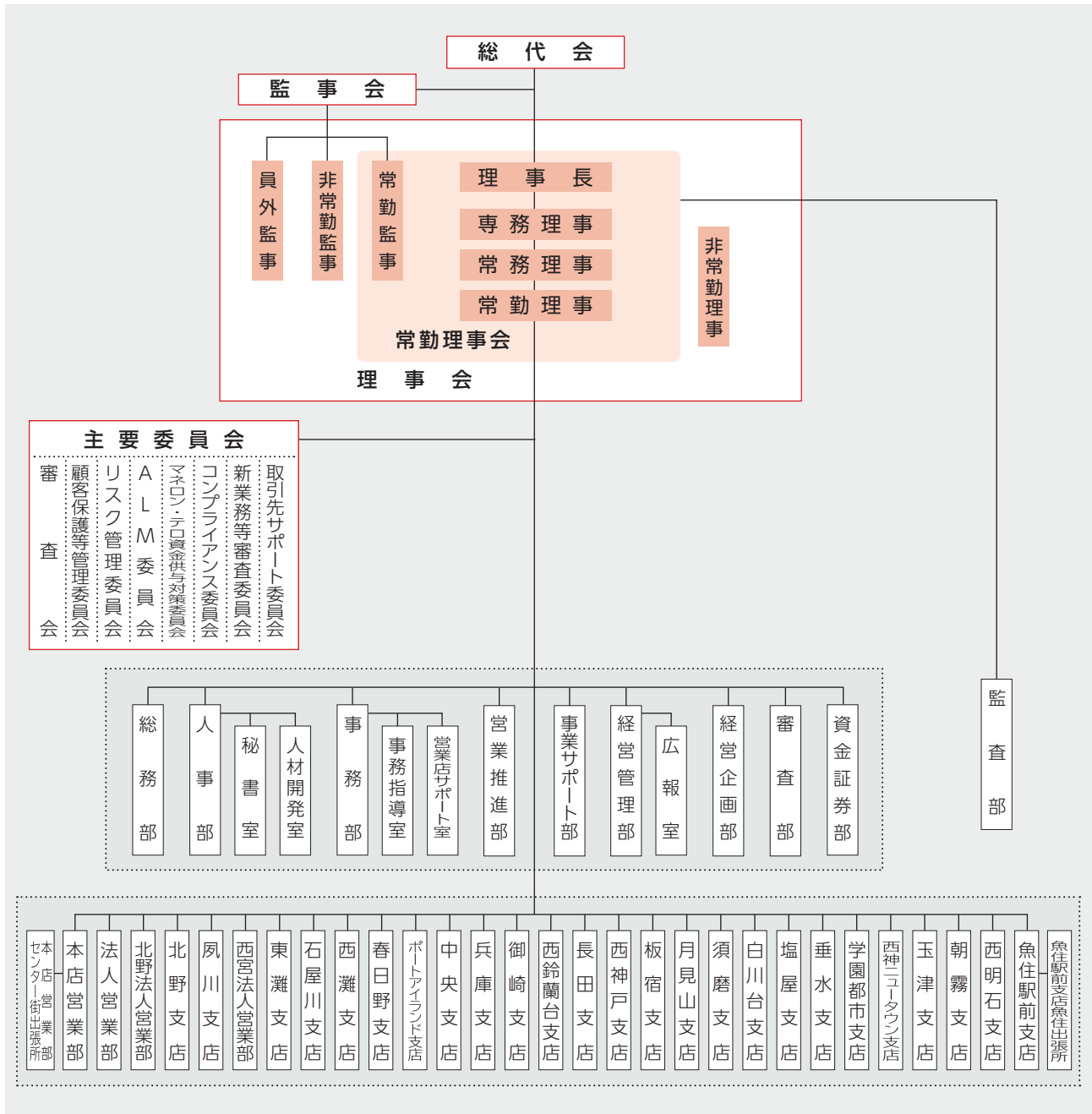


組織・役員一覧

事業の組織図 (2025年6月30日現在)



理事・監事の氏名及び役職名 (2025年6月18日現在)

理事長	西多 弘行	理事	永原 憲章 (非常勤)
常務理事	赤尾 佳則 (事務部長)	理事	小曾根佳生 (非常勤)
常務理事	堀 博明 (資金証券部長兼 経営管理部長)	常勤監事	楠 敏志 (常勤)
常務理事	高濱 克己 (西神戸支店長)	監事	山田 良種 (非常勤)
理事	濱田 和重 (営業推進部長)	員外監事	北岡 慎吾 (非常勤)
理事	岩切 一彦 (本店営業部長)		
理事	濱田 篤宏 (法人営業部長)		

※理事 永原憲章及び小曾根佳生は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

神戸信用金庫行動憲章

社会全体から求められている「SDGs（持続可能な開発目標）」の課題の反映、および世界的な取組みであるマネロン・テロ資金供与対策に言及した改定を行いました。

この行動憲章は、当金庫が信用金庫として遵守しなければならない倫理上の規範として、経営の各種決定を行う上で常に拠り所となるものです。

当金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任	1	当金庫のもつ社会的使命と公共性の重みをたえず自覚し、経営の自己責任に基づく健全で効率的な業務運営に努めます。
質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献	2	経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、お客さま本位の業務運営を通じ誠意と節度をもって接し、真摯な姿勢でご要望に耳を傾けるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い最良の金融サービスや非金融サービスの提供を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
法令やルールの厳格な遵守	3	あらゆる法令や庫内規定を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、不祥事件などを発生させない職場風土を構築いたします。
地域社会とのコミュニケーション	4	経営情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。
人権の尊重	5	すべての人々の人権を尊重します。
健康的で働きやすい職場環境の実現	6	職員一人ひとりの多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。多様な能力が最大限に発揮される健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するとともに、経済的にも精神的にもゆとりを実感できる豊かな生活が実現できるように努めます。
社会参画と発展への貢献	7	当金庫が社会の中においてこそ存続・発展しえる存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
環境問題への取り組み	8	資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応	9	社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローndリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

法令遵守の体制（コンプライアンス）

基本方針

当金庫は、社会的規範にもとることのない公正な業務運営を心がけ、法令などの遵守はもとより、社会的ルールにも準拠した経営と業務活動に努めています。

地域金融機関として社会的責任と公共的使命を十分自覚した上に、地域に根ざした企業市民として地域社会から信頼される金庫でありつづけるため、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉えています。

そのため事業方針、事務基準など業務運営の基準を明確にするとともに、全役職員に遵法精神を浸透させるため、「職員行動規範」や「コンプライアンスマニュアル」を作成し、コンプライアンス研修も積極的に実施しています。

運営体制

役職員がコンプライアンスを理解し、地域社会の期待に応えるため、法令遵守を始めとしたコンプライアンスに関する事項の検証や問題等の処理について審議するコンプライアンス委員会を設置しております。

また、各部・各営業店にはコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を配置し、日常のコンプライアンス状況を把握、チェックできる体制を構築しています。

さらに、お客さまからいただいたさまざまなお意見・ご指摘は、主要な会議で検討して改善を図るなど、お客さまとのより良い取引関係を構築できる体制を整えています。

※「コンプライアンス」とは、法令や社会規範の遵守という意味で使われていますが、信用金庫は信用金庫法に基づき地域に根ざした金融業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、よりレベルの高いコンプライアンスが求められています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策等の体制

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」を制定し、経営陣の主導的な関与のもと、リスクに応じて実効的に低減措置を実施しています。

■マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡

散金融の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 運営方針 | 2. 管理態勢 |
| 3. リスクベース・アプローチ | 4. 顧客の管理方針 |
| 5. 疑わしい取引の届出 | 6. 資産凍結の措置 |
| 7. 役職員の研修 | 8. 実効性の検証 |
| 9. 顧客からの理解促進 | |

リスク管理の体制

金融の自由化、国際化にともない、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクなど金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しており、これらのリスクの認識と適切なコントロールが重要になっています。

こうした状況下、今後とも地域の皆さまから信頼される金融機関であり続けるために、当金庫では、リスクの統合的な管理体制を確立し実践を図っています。

I 信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立不能により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少、消失し損失を被るリスクのことです。

II 市場リスク

市場リスクとは、金利、株式相場、為替等の変動により保有資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

III 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りが悪化する「資金繰りリスク」と、市場の混乱などで通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる「市場流動性リスク」により損失を被るリスクのことです。

IV オペレーショナルリスク

1. 事務リスク

正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等に起因するリスク。

2. システムリスク

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用等に起因するリスク。

3. 人的リスク

人事運営上のトラブルやセクハラなどの差別行為などに起因するリスク。

4. 法務リスク

契約書などの法的要件の不備や法令違反などに起因するリスク。

5. 有形資産リスク

地震・台風等の自然災害や強盗・破壊活動等の犯罪行為など人的災害に起因するリスク。

6. 風評リスク

金融機関やその職員の言動・行動に対するネガティブな情報や認識が広まることに起因するリスク。

リスク管理体制図

